

令和3年度 人権法律相談会

鳥取県では、ご自身又はご家族等に関わる差別的な取り扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、弁護士が司法的救済を中心に面接によりアドバイスをする人権法律相談会を開催します。

相談は無料です。
秘密は守ります。



弁護士による人権法律相談会日程

日	程	会	場
令和3年	7月29日(木)	鳥取県庁第2庁舎9階	第20会議室
令和3年	8月20日(金)	中部総合事務所A棟1階	第101会議室
令和3年	9月2日(木)	西部総合事務所新館2階	相談室3
令和3年	10月15日(金)	鳥取県庁第2庁舎9階	第20会議室
令和3年	11月19日(金)	中部総合事務所A棟1階	第101会議室
令和3年	12月2日(木)	西部総合事務所新館2階	相談室3

※ 相談時間：13:30～15:30

※ お一人30分以内。(相談内容により変更する場合があります。)

※ 相談は事前予約制。先着順で受け付けます。

予約申込方法

【電話による申込】

0857-26-7583

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00

①相談者のお名前、②連絡先(電話番号等)、③相談希望日、④相談内容の概要をお尋ねします。
当日若しくは後日、相談時間をご連絡します。

【ファクシミリによる申込】

0857-26-8138

①人権法律相談会の申込であることを明記の上、②相談者のお名前、③連絡先(電話番号等)、
④相談希望日をご記入ください。
後日、相談内容の概要をお尋ねした上で、相談時間をご連絡します。

【電子メールによる申込】

jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

①人権法律相談会の申込であることを明記の上、②相談者のお名前、③連絡先(電話番号等)、
④相談希望日、⑤相談内容の概要をご記入ください。
後日、相談時間をご連絡します。

※ 既に予約が入っており、新たな予約ができない場合、別の相談日への変更や、人権相談員による相談をお薦めすることがあります。ご了承ください。

鳥取県人権相談窓口

<人権相談員がご相談をお聴きします。>

鳥取県では、人権相談員が人権についてお悩みの方の相談をお聴きする人権相談窓口を設けています。
お気軽にご相談ください。

相談無料



<相談日時>

月曜日～金曜日 8:30～17:00

(祝日・12月29日から1月3日までを除く。)

相談例

- インターネット上に新型コロナ感染者に対する厳しい誹謗中傷が書き込まれた。
- 障がいがあること、外国人であることや疾病などを理由に、公共交通機関やホテル、旅館、施設の利用を拒否された。
- 出身地を理由に結婚差別を受けた。
- 出身地や病歴など、能力、適性以外の理由で就職差別を受けた。
- 職場でパワハラを受けている。
- 子どもがいじめられているようだ。

相談方法

電話相談 人権相談員がご相談をお聴きします。

面接相談 予約制です。事前に電話でご連絡ください。

電子メール相談 jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

※電子メールでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、予めご了承ください。(24時間受付)

相談窓口

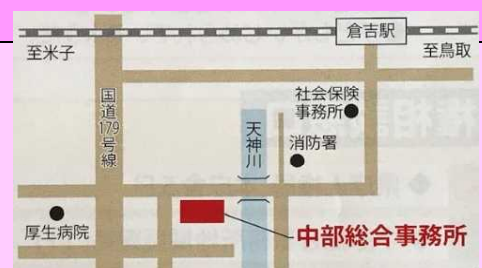
県庁人権局

所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7677 (人権相談)
0857-29-2115 (こどもいじめ相談電話)
ファクシミリ 0857-26-8138



中部総合事務所県民福祉局

所在地 〒682-0802 倉吉市東巖城町2
電話 0858-23-3270
ファクシミリ 0858-23-3425



西部総合事務所県民福祉局

所在地 〒683-0054 米子市糞町一丁目160
電話 0859-31-9649
ファクシミリ 0859-31-9639

